

令和 3 年 1 月 7 日

市原市議会議員 [REDACTED] 様

古関東深海盆ジオパーク推進協議会
会長 榆井久

GSSP 「チバニアン」に関わる特定不正行為の疑いについて
日本学術会議 梶田隆章会長への文書送付の報告
(研究不正は国連サミットで採択の S D G s に協力可能か)

新春の候、皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
市原市政の発展のため日夜ご奮闘されています議員の皆様に敬意を表します。

古関東深海盆ジオパーク推進協議会（以下、本協議会という）は令和 2 年 12 月 23 日に「日本学術会議が係わる国際的な研究不正への対応のお願い－地質年代『チバニアン』に関わる特定不正行為の疑いと貴会委員会の対応について－」の文書を日本学術会議 梶田隆章会長へ送付いたしましたので報告いたします。

この文書は日本学術会議会長宛ての意見書ですが、地質年代の国際標準地（GSSP）「チバニアン」に認定された地層を有します市原市に大いに関わりがありますので、ぜひとも市原市議会の皆様方にもご一読頂きたく存じます。

市原市議会の皆様には、令和元年 7 月に本協議会より文書「『チバニアン』に関わる科学倫理違反のねつ造改ざん行為に関する資料の送付」を送らせていただきました（参考資料として同封させていただきましたので今回のものには押印はございません）。そこでは、GSSP 「チバニアン」申請グループ（以下、申請グループという）が行なっている科学倫理違反およびねつ造・改ざん行為について述べ、これ等の行為は社会正義上許されないことであり、GSSP 「チバニアン」の申請を辞退すべきであると述べました。

しかし、申請グループはそのまま申請を進め、市原市および市原市議会は、マスコミも含めて、私たちの指摘した点について、深く検討されることなく、申請グループの GSSP 「チバニアン」申請を無批判に応援するという事態が進行しました。そして令和 2 年 1 月には GSSP の最終審査を通過し、「チバニアン」が正式決定されたと報じられました。

前述しましたように、本協議会は平成 27 年の市原市田淵の露頭（崖）で行われた国際現地討論会での申請グループによる科学倫理違反およびねつ造・改ざん行為（他の地域の露頭

の古地磁気データの一部を田淵露頭のデータとして表示・説明)を指摘し告発しました。その後、申請グループの GSSP「チバニアン」申請に関する論文においてもデータの捏造・改ざんといった特定不正行為の疑念が出てきました。

本協議会は令和 2 年 7 月、科学研究費を用いた研究活動上の不正の告発を受け付ける日本学術振興会に、申請グループの論文に関わる特定不正行為の疑念について告発いたしました。この告発内容は、日本学術振興会より該当論文の主要執筆者の所属機関(茨城大学および情報・システム研究機構(国立極地研究所))にそれぞれ回付されましたが、両機関での研究不正の調査報告は、“論文の結論には影響を与えない軽微なもので不正行為には該当しない”といった回答でした。

本協議会は、こうした一連の経緯を踏まえ、申請グループの GSSP「チバニアン」に関する論文の特定不正行為の疑念についてまとめ、令和 2 年 12 月に日本学術会議会長へ文書を送付致しました。

ここに学術会議会長への送付文書を同封いたします。なお学術会議会長への文書に添付した参考資料は文書量が多いため同封した CDに入れさせていただきました。この中で、マスコミ等で取り上げられていない「チバニアン」論文に関する研究不正の疑念について同封の文書・資料を用いて説明しております。ぜひ、市原市議会の皆様におかれましても、GSSP「チバニアン」に関する科学倫理違反と研究不正の疑念について、理解を深めていただけるようお願いします。

日本学術会議会長宛ての文書や、それぞれの時期に発表した本協議会の見解なども本協議会のホームページ(<https://www.paleokantogeo.org/>)に掲載されておりますので、ご参照いただければ幸いです。

現在、市原市では天然記念物の活用計画が進められています。研究倫理違反、研究不正の疑念を含む GSSP「チバニアン」を基軸とする天然記念物の活用では、今後その政策の足元をすくわれかねない危険があります。子供たちの教育のために田淵露頭を活用されるのであれば尚の事、市原市議会議員の皆様には GSSP「チバニアン」に関する科学倫理違反、研究不正行為の疑念についてご理解いただいた上で今後の政策活動に活かしていただきたいと存じます。

科学倫理違反および研究不正行為は、科学の発展上許されない行為です。研究不正行為の概要は、GSSP「チバニアン」の申請に関する論文において基本シナリオに調和するように、既存掲載論文中の測定データを引用した後続の論文中においてデータの追加・削除・変更(捏造・改ざん)行為が行われたというものです。

不正や虚偽の「科学」を市原市が行政として許容して良いのでしょうか。このような許容

は、市民と市原市政の間の信頼を損なうことになるばかりでなく、国連の持続可能な開発目標（S D G s）の達成に向けた科学的な取り組みが不可能となるのではないか。例えば目標4にある「質の高い教育をみんなに」に相反することになり、信頼しあえる持続的社会に背を向けることになります。

このような諸問題を鑑み、研究不正問題の解決に向けて市原市議会の皆様が一丸となつてお働き下さることこそ、市原市の発展のためにも、子供たちの教育のためにも最良の道であると考えます。

ぜひとも本協議会の活動に理解と協力をお願い致します。

新年も皆様方のご活躍を祈念致します。

追記：この報告文書を、氏名を伏せて本協議会のホームページに掲載する予定があることもお知らせいたします。